

● 国税（法人税・所得税）と地方税（固定資産税）の取扱いの主な違い

項目	固定資産税の取扱い	法人税・所得税の取扱い
償却計算の基準日	賦課期日(1月1日)	事業年度(決算期)
減価償却の方法	一般の資産は定率法 ※「固定資産評価基準」に規定	建物並びに平成28年4月1日以後に取得する建築付属設備及び構築物以外の一般の資産は、定率法・定額法の選択制
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度	制度なし	制度あり
特別償却、割増償却の制度(租税特別措置法)	制度なし	制度あり
増加償却の制度	制度あり	制度あり
評価額の最低限度	取得価額の5/100	備忘価格(1円)

● 少額の減価償却資産の取扱いについて

「少額資産」とは、地方税法の規定（法341条、令49条）により、取得価格10万円未満の資産のうち1年で損金算入したもの、取得価格20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの、法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価格20万円未満のもののみをいい、固定資産税（償却資産）で申告対象から除外されます。

このことから、中小企業等の少額資産の特例（租税特別措置法）を適用して損金算入した資産については、固定資産税（償却資産）の申告の対象となります。

30万円以上			
30万円未満	中小企業者等の少額資産特例 (租税特別措置法第28条の2、第67条の5、 旧租税特別措置法第68条の8ほか)		申告を要するもの
20万円未満	法人税法第64条の2第1項、所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産 (20万円未満)	3年で一括償却 (法人税法施行令第133条の2第1項、所得税法施行令第139条第1項)	個別に減価償却しているもの
10万円未満		1年で損金算入したもの (法人税法施行令第133条、所得税法施行令第138条)	